

8. 自動車・自転車

福祉タクシー利用助成・自動車燃料費助成

身 知 精 難

福祉タクシー利用券・自動車燃料給油券（本人運転、他者運転）のいずれかを選択して助成が受けられます。

助成の種類	内容	申請に必要なもの
福祉タクシー利用助成	利用券（500 円）×6 枚／月を申請月から 3 月分まで交付します。	手帳又は受給者証など
自動車燃料費助成	【自動車検査証の使用者が本人の場合】 給油券（1,000 円）×2 枚／月を申請月から 3 月分まで交付します。	手帳又は受給者証など 自動車検査証（写しでも可）
	【自動車検査証の使用者が本人以外の個人の場合】 給油券（1,000 円）×1 枚／月を申請月から 3 月分まで交付します。	手帳又は受給者証など 自動車検査証（写しでも可）

対象者

- ①身体障害者手帳 1 級・2 級の方
- ②療育手帳 A1・A2 の方、知能指数 35 以下と判定された方
- ③精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級の方
- ④小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方のうち、改正前（平成 27 年 1 月 1 日改正）の児童福祉法による小児慢性特定疾患に対応する疾病にり患している方
- ⑤特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けている方のうち、難病法施行前の特定疾患に対応する指定難病にり患している方
- ⑥神奈川県特定疾患医療受給者証又は特定疾患認定通知書の交付を受けている方

①②③④の方の窓口	⑤⑥の方の窓口
緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1 ページ）	緑保健センター 中央保健センター 南保健センター （→2 ページ） 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1 ページ）

※申請は年度 1 人 1 回で、毎年度申請が必要です。ただし、＜資格喪失となる施設の種類＞に入所されている方（通所は除く）は、助成対象になりません。

※申請後、やむを得ない事情により、福祉タクシー利用券から自動車燃料給油券へ、自動車燃料給油券から福祉タクシー利用券へ変更を希望される場合は、交付窓口へご相談ください。

※ねたきり高齢者等移送サービス利用助成を利用されている方は、福祉タクシー利用助成又は自動車燃料費助成との併給はできません。

※福祉タクシー利用券及び自動車燃料給油券は他人に譲渡することはできません。

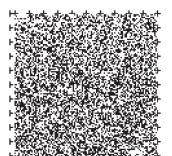
※他に、重症心身障がい児者用の福祉タクシー利用券・自動車燃料給油券を交付しています。詳細は、交付窓口へご確認ください。

＜資格喪失となる施設の種類＞ ※記載の施設以外でも、資格喪失施設の該当となることがあります。

・児童施設＜乳児院、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設＞（相模はやぶさ学園、相模原南児童ホーム、相模原療育園、中心子どもの家、ワゲン療育病院長竹）

・生活保護施設＜救護施設、更生施設＞

・障害者施設＜療養介護を行う病院、障害者支援施設、のぞみの園＞（くりのみ学園、相模原療育園、さがみ緑風園、たんぼぼの家、津久井やまゆり園、虹の家、藤野薫風、藤野さつき学園、リベルテ、ワゲン療育病院長竹）



・高齢者施設＜養護老人ホーム＞（相模原養護老人ホーム）＜特別養護老人ホーム＞（青根苑1号館・2号館、あさみぞホーム、縁JOY、大野北誠心園、大野台幸園、介護老人福祉施設旭ヶ丘、介護老人福祉施設さがみ湖桂寿苑、介護老人福祉施設ラベ相模原、銀の館、グレープの里、ケアプラザさがみはら、コミュニティホームピノ、こもれび、柴胡苑、幸園、相模湖みどりの丘、相模原敬寿園、相模原すみれ園、塩田ホーム、社会福祉法人上溝緑寿会コスモスセンター、しょうじゅの里相模原、シルバータウン相模原、清菊園、相陽台ホーム、泰政園、中の郷、はあとびあ、はなさか、東橋本ひまわりホーム、東林間シニアクラブ、ポーナビル二本松ケアセンター、マナーハウス麻溝台、マナーハウス横山台、みたけ、モモ、よもぎの里愛の丘、ライフホーム城山、リバーサイド田名ホーム、リバーサイド田名ホーム清流さがみ、りんどう麻溝）

自動車運転免許取得費用の助成

身

普通自動車運転免許を取得するために公安委員会の指定を受けた自動車教習所で訓練を受けた場合は、技能教習費の3分の2（限度額10万円）を助成します。

利用できる方 身体障害者手帳1級から4級までの下肢・体幹又は内部障害の方及び
上肢障害1級の方、聴覚障害2級から4級の方
手続き 手帳・安全運転相談（48ページ参照）の結果通知
窓口 ※教習所に入校する前に手続きが必要です。

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1ページ）

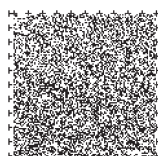
自動車改造費用の助成

身

自動車のハンドル・ブレーキ・アクセルなどを改造するための費用を10万円まで助成します。

利用できる方 限定条件が付された運転免許証をもつ身体障がい者
※前年の所得が特別障害者手当の所得制限額を超えないこと
※再申請の場合は、前回の決定日から5年間を経過していること
対象の自動車 自ら又は家族が自動車検査証の使用者となっている自動車
手続き 手帳・見積書・運転免許証（写しでも可）・自動車検査証（写しでも可）
自動車の車体全体、ナンバープレート、改造部分に係る写真
※電子車検証の交付を受けている方は、自動車検査証記録事項（写しでも可）が必要です。
※マイナンバー制度における本人確認書類（→巻頭ページ）又はご本人及び世帯員の所得がわかる書類が必要になる場合があります。
窓口 ※改造する前に手続きが必要です。

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1ページ）



駐車禁止除外指定車の指定

身 知 精

公安委員会から交付された駐車禁止除外指定車標章を掲出すれば、駐車禁止区域内（法定禁止区域、駐停車禁止区域内などを除く。）でも他の交通の妨害とならない限り、駐車できます。駐車禁止除外指定車標章は、指定を受けた対象者本人に交付されますので、交付を受けた障がいのある方が、現に乗車している車両に標章を掲出した場合に駐車できます。（車両を指定するものではありません。）

利用できる方
（対象者）

下記の駐車禁止除外指定対象範囲に該当する方

身体障害者	視覚障害		1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1
	聴覚障害		2 級及び 3 級
	平衡機能障害		3 級
	上肢不自由		1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2
	下肢不自由		1 級から 4 級までの各級
	体幹不自由		1 級から 3 級までの各級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級及び 2 級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
		移動機能	1 級及び 2 級
	心臓機能障害		1 級及び 3 級
	じん臓機能障害		1 級及び 3 級
	呼吸器機能障害		1 級及び 3 級
	ぼうこう又は直腸の機能障害		1 級及び 3 級
	小腸機能障害		1 級及び 3 級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級から 3 級までの各級
	肝臓機能障害		1 級から 3 級までの各級
知的障害者		療育手帳 A1、A2 所持者	
精神障害者		精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持している者のうち、精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けている者に限る。	
色素性乾皮症者		小児慢性特定疾病児童手帳等 色素性乾皮症の認定を受けている者	

手続き方法

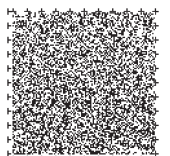
下記の必要書類を全て 1 通ずつ用意し、下記担当窓口にて申請してください。

- 駐車禁止除外車両指定申請書
申請書は、各警察署の交通課窓口にあります。また、神奈川県警察ホームページからダウンロードできます。

<https://www.police.pref.kanagawa.jp/tetsuzuki/kotsukankei/mesfl086.html>
 - 交付を受けようとする方の本人確認書面（住民票の写し、運転免許証等）
 - 交付対象に該当することを証明する書面（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、小児慢性特定疾病児童手帳等の写し及び原本）
手帳等の写しは、氏名、生年月日、住所、障がい名、個別等級記載の部分が確認できるように A4 判にてご用意ください。
申請時に窓口にて確認をいたしますので、手帳等の原本もお持ち下さい。
 - 旧標章（更新の場合のみ）
※旧標章を窓口で確認しますので、持参してください。また、新しい標章を受け取る際は、旧標章との交換となります。
 - 委任状（代理申請の場合のみ）
※障がい者本人以外の代理人が申請する際に必要となる場合があります。
- ◎申請内容により、上記のほか必要書類が生じることがあります。
◎標章は公安委員会交付のため、申請から交付まで約 2～3 週間かかります。

窓 口

交付を受ける方の住所地を管轄する警察署の交通課



市営自動車駐車場駐車料金の優遇

身 知 精

駐車料基本料金のうち、最初の 2 時間分が無料となります。

市営駐車場

・橋本駅北口第 1 自動車駐車場	緑区橋本 6-2-4	電話(042)775-1651
・橋本駅北口第 2 自動車駐車場	緑区橋本 3-28-1	電話(042)700-6521
・相模原駅自動車駐車場	中央区相模原 1-1-20	電話(042)755-5881
・相模大野立体駐車場	南区相模大野 4-4-2	電話(042)743-6251
・相模大野駅西側自動車駐車場	南区相模大野 3-2-2	電話(042)747-2285
・小田急相模原駅自動車駐車場	南区南台 3-20-1	電話(042)741-7457

対象となる自動車

市内在住で次の障がいのある方が乗車している自動車

- ①身体障害者手帳 1 級・2 級の方
- ②知的障がい度で障がいの程度が最重度 (A1)・重度 (A2) の方
- ③中度 (B1) の知的障がい度で、かつ身体障害者手帳 3 級の方
- ④精神障害者保健福祉手帳 1 級の方

優遇

(表示)

手 続 き
利 用 方 法

下記窓口で障害者手帳等を持参し、対象である旨の表示を受けてください。
駐車場からの出場時に、精算機の呼び出しボタン等で係員を呼び出し、あらかじめ対象である旨の表示がされた障害者手帳等 (ミライロ ID (障害者手帳アプリ) を含む) を係員に提示してください。
ただし、障がいのある方が同乗しない状態で駐車場から出場する場合は、障がいのある方が同乗している入場時に発券機の呼び出しボタン等で係員を呼び出して下さい。
また、管理事務所が無人の時間帯は、出口精算機付近に設置の夜間帯専用インターフォンにてコールセンターを呼び出し、あらかじめ対象である旨の表示がされた障害者手帳等を併設された確認用カメラへ提示してください。

窓 口

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター (→1 ページ)	中央高齢・障害者相談課 (→1 ページ)	南高齢・障害者相談課 (→1 ページ)

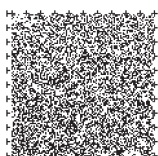
相模湖ふれあいパーク駐車場利用料金の割引

身 知 精

自動車・自転車等駐車場の定期利用に係る利用料金の 50% が割引されます。

利用できる方
問 合 せ 先

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
タイムズ 24 株式会社 厚木営業所 電話(046)230-5531



有料道路通行料金の割引

身 知

事前の登録手続きにより有料道路通行料金が最大 50%割引になります。

有効期限

更新（期限の2か月前から手続き可）：3回目の誕生日まで（最長2年2ヶ月間）

利用できる方

① 障がい者本人が運転する場合は、身体障害者手帳の交付を受けている方。
② 障がい者本人以外の方が運転し、障がい者本人が同乗する場合は、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方のうち、第1種の方。

事前登録できる自動車について

① 台数について 障がい者1人につき1台を、事前に登録できます。
② 対象自動車について 自動車検査証等に「自家用」と記載されているもの。
③ 自動車の所有者について
ア 障がい者本人が運転する場合は、本人・配偶者・直系血族及びその配偶者・兄弟姉妹及びその配偶者・同居の親族等
イ 障がい者本人以外の方が運転し、障がい者本人が同乗する場合は、上記アの他、アの方が所有していないときは、障がい者本人を継続して日常的に介護している方。

必要書類等

手帳（2種類ある人は両方）、自動車を登録する場合は自動車検査証（原本又は、自動車検査証記録事項又は、車検証アプリによる車検証情報をダウンロードしたもの）、運転免許証（障がい者本人が運転する場合）
[ETC利用の方は次のものも必要]
ETCカード（障がい者本人名義のもの*）、ETC車載器セットアップ申込書・証明書等
[割賦購入または長期リースにより自動車を利用されている方は次のものも必要]
割賦契約書またはリース契約書（完済している場合は、車検証の名義変更をした後に登録することができます。）
* 20歳未満の重度障がい者で本人以外の方の運転による割引を受け、かつ障がい者本人が運転しての割引を受けない場合に限り、親権者又は法定後見人名義のETCカードも対象となります。

手続き

窓口で登録・更新申請を行い、手帳に割引対象である旨の証明を受けます。
ETC利用登録をされる方は、オンラインによる申請も可能です。
オンライン申請受付サイト <https://www.expressway-discount.jp>

利用方法

① ETCを利用しない場合
料金支払い時に料金所係員に手帳を呈示します。
② ETCを利用する場合
有料道路事業者からの利用可能通知後に、事前に登録したETCカードを、登録のETC車載器（手帳に記載された自動車に取り付けられ、当該自動車でセットアップ作業をおこなったもの）に挿入し、ETCレーンを無線走行します。
なお、何らかの理由でETCレーンを利用できず、料金所係員にETCカードを渡して料金を支払う際にも、必ず手帳の呈示が必要になりますので、有料道路利用の際は必ず手帳を携行してください。

自動車を登録しない場合

自動車を保有されていない又は事前登録された自動車がやむをえず使用できない場合を考慮し、これまで障がい者割引の事前申請をされていない場合は、新たに申請をした上で、要件を満たす自動車であれば本割引の対象となります。ただしETCレーンでは本割引は適用されませんので、料金をお支払いいただく料金所の一般レーン又は混在レーン（ETC車でETC専用料金所を利用する場合はサポートレーン）で、係員に手帳を呈示してください。（すでに自動車を事前登録されている場合は、新たな手続きは不要です）

窓口

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1ページ）

有効期限

更新（期限の2か月前から手続き可）：3回目の誕生日まで（最長2年2ヶ月間）

利用できる方

① 障がい者本人が運転する場合は、身体障害者手帳の交付を受けている方。
② 障がい者本人以外の方が運転し、障がい者本人が同乗する場合は、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方のうち、第1種の方。

事前登録できる自動車について

① 台数について 障がい者1人につき1台を、事前に登録できます。
② 対象自動車について 自動車検査証等に「自家用」と記載されているもの。
③ 自動車の所有者について
ア 障がい者本人が運転する場合は、本人・配偶者・直系血族及びその配偶者・兄弟姉妹及びその配偶者・同居の親族等
イ 障がい者本人以外の方が運転し、障がい者本人が同乗する場合は、上記アの他、アの方が所有していないときは、障がい者本人を継続して日常的に介護している方。

必要書類等

手帳（2種類ある人は両方）、自動車を登録する場合は自動車検査証（原本又は、自動車検査証記録事項又は、車検証アプリによる車検証情報をダウンロードしたもの）、運転免許証（障がい者本人が運転する場合）
[ETC利用の方は次のものも必要]
ETCカード（障がい者本人名義のもの*）、ETC車載器セットアップ申込書・証明書等
[割賦購入または長期リースにより自動車を利用されている方は次のものも必要]
割賦契約書またはリース契約書（完済している場合は、車検証の名義変更をした後に登録することができます。）
* 20歳未満の重度障がい者で本人以外の方の運転による割引を受け、かつ障がい者本人が運転しての割引を受けない場合に限り、親権者又は法定後見人名義のETCカードも対象となります。

手続き

窓口で登録・更新申請を行い、手帳に割引対象である旨の証明を受けます。
ETC利用登録をされる方は、オンラインによる申請も可能です。
オンライン申請受付サイト <https://www.expressway-discount.jp>

利用方法

① ETCを利用しない場合
料金支払い時に料金所係員に手帳を呈示します。
② ETCを利用する場合
有料道路事業者からの利用可能通知後に、事前に登録したETCカードを、登録のETC車載器（手帳に記載された自動車に取り付けられ、当該自動車でセットアップ作業をおこなったもの）に挿入し、ETCレーンを無線走行します。
なお、何らかの理由でETCレーンを利用できず、料金所係員にETCカードを渡して料金を支払う際にも、必ず手帳の呈示が必要になりますので、有料道路利用の際は必ず手帳を携行してください。

自動車を登録しない場合

自動車を保有されていない又は事前登録された自動車がやむをえず使用できない場合を考慮し、これまで障がい者割引の事前申請をされていない場合は、新たに申請をした上で、要件を満たす自動車であれば本割引の対象となります。ただしETCレーンでは本割引は適用されませんので、料金をお支払いいただく料金所の一般レーン又は混在レーン（ETC車でETC専用料金所を利用する場合はサポートレーン）で、係員に手帳を呈示してください。（すでに自動車を事前登録されている場合は、新たな手続きは不要です）

窓口

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1ページ）

有効期限

更新（期限の2か月前から手続き可）：3回目の誕生日まで（最長2年2ヶ月間）

利用できる方

① 障がい者本人が運転する場合は、身体障害者手帳の交付を受けている方。
② 障がい者本人以外の方が運転し、障がい者本人が同乗する場合は、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方のうち、第1種の方。

事前登録できる自動車について

① 台数について 障がい者1人につき1台を、事前に登録できます。
② 対象自動車について 自動車検査証等に「自家用」と記載されているもの。
③ 自動車の所有者について
ア 障がい者本人が運転する場合は、本人・配偶者・直系血族及びその配偶者・兄弟姉妹及びその配偶者・同居の親族等
イ 障がい者本人以外の方が運転し、障がい者本人が同乗する場合は、上記アの他、アの方が所有していないときは、障がい者本人を継続して日常的に介護している方。

必要書類等

手帳（2種類ある人は両方）、自動車を登録する場合は自動車検査証（原本又は、自動車検査証記録事項又は、車検証アプリによる車検証情報をダウンロードしたもの）、運転免許証（障がい者本人が運転する場合）
[ETC利用の方は次のものも必要]
ETCカード（障がい者本人名義のもの*）、ETC車載器セットアップ申込書・証明書等
[割賦購入または長期リースにより自動車を利用されている方は次のものも必要]
割賦契約書またはリース契約書（完済している場合は、車検証の名義変更をした後に登録することができます。）
* 20歳未満の重度障がい者で本人以外の方の運転による割引を受け、かつ障がい者本人が運転しての割引を受けない場合に限り、親権者又は法定後見人名義のETCカードも対象となります。

手続き

窓口で登録・更新申請を行い、手帳に割引対象である旨の証明を受けます。
ETC利用登録をされる方は、オンラインによる申請も可能です。
オンライン申請受付サイト <https://www.expressway-discount.jp>

利用方法

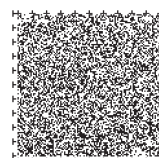
① ETCを利用しない場合
料金支払い時に料金所係員に手帳を呈示します。
② ETCを利用する場合
有料道路事業者からの利用可能通知後に、事前に登録したETCカードを、登録のETC車載器（手帳に記載された自動車に取り付けられ、当該自動車でセットアップ作業をおこなったもの）に挿入し、ETCレーンを無線走行します。
なお、何らかの理由でETCレーンを利用できず、料金所係員にETCカードを渡して料金を支払う際にも、必ず手帳の呈示が必要になりますので、有料道路利用の際は必ず手帳を携行してください。

自動車を登録しない場合

自動車を保有されていない又は事前登録された自動車がやむをえず使用できない場合を考慮し、これまで障がい者割引の事前申請をされていない場合は、新たに申請をした上で、要件を満たす自動車であれば本割引の対象となります。ただしETCレーンでは本割引は適用されませんので、料金をお支払いいただく料金所の一般レーン又は混在レーン（ETC車でETC専用料金所を利用する場合はサポートレーン）で、係員に手帳を呈示してください。（すでに自動車を事前登録されている場合は、新たな手続きは不要です）

窓口

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1ページ）



市営自転車駐車場駐車料の割引

身 知 精

定期利用に係る駐車料の 50% が割引されます。
(減額を行う額に 10 円未満の端数が生じたときは、切り上げます。)

利用できる方
利用方法

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
定期利用の申込時に、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示してください。

窓 口

各市営自転車駐車場

・橋本駅北口第 1 自転車駐車場	緑区橋本 6-1-8	電話(042)779-1544
・橋本駅北口第 2 自転車駐車場	緑区橋本 3-28-1	電話(042)770-6177
・橋本駅南口第 1 自転車駐車場	緑区橋本 2-1-83	電話(042)772-1781
・橋本駅南口第 2 自転車駐車場	緑区橋本 2-4-17	電話(042)772-1782
・相模原駅北口自転車駐車場	中央区小山 3430	電話(042)755-7485
・相模原駅南口自転車駐車場	中央区相模原 1-1-20	電話(042)755-1152
・矢部駅北口自転車駐車場	中央区矢部新町 3-40	電話(042)753-8010
・淵野辺駅南口第 1 自転車駐車場	中央区鹿沼台 1-12-22	電話(042)753-2495
・淵野辺駅南口第 2 自転車駐車場	中央区鹿沼台 1-13-20	電話(042)776-9529
・相模大野駅北口自転車駐車場	南区相模大野 4-3-1	電話(042)749-6917
・谷口北口自転車駐車場	南区相模大野 3-327	電話(042)744-0828
・谷口南口自転車駐車場	南区相模大野 7-704	電話(042)744-0877
・相模大野駅西側自転車駐車場	南区相模大野 3-2-2	電話(042)741-0021
・相武台前駅北口自転車駐車場	南区相武台 2-20-17	電話(046)257-9104

安全運転相談

身

安全運転相談は、病気、身体の障がい等をお持ちの方の運転免許の取得、運転免許をお持ちの方の運転の継続、運転免許の返納等に関して、本人又はそのご家族からの相談を受付けております。

※必要書類については事前にお問い合わせください。

受 付

- ① 運転免許の取得を希望する方
- ・月曜日から金曜日 午前 9 時 30 分～午前 11 時、午後 2 時～午後 4 時
 - ・第 3 日曜日 午前 8 時 30 分～午前 11 時、午後 1 時～午後 3 時
(祝日及び年末年始の休日を除く)

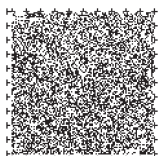
- ② 運転免許をお持ちの方
- ・月曜日から金曜日 午前 9 時 30 分～午前 11 時、午後 2 時～午後 4 時
(祝日及び年末年始の休日を除く)

窓 口
所 在 地
電 話

神奈川県警察運転免許センター 2 階 安全運転相談窓口
〒241-0815 横浜市旭区中尾 1-1-1
(045) 365-3111 (代表)

相談専用ダイヤル受付

安全運転相談ダイヤル #8080 (シャープハレバレ)
※このダイヤルは発信場所を管轄する都道府県の安全運転相談窓口につながる
全国統一の電話番号です。
月曜日から金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時
(祝日及び年末年始の休日を除く)



障害者等用駐車区画利用証制度（パーキング・パーミット制度）

身 知 精 難

公共施設や商業施設などに設置されている車椅子利用者用駐車区画等の利用対象者として、あらかじめ利用証を交付し、車両に掲示することで、駐車区画の適正利用を推進する制度となります。

利用対象

障がい者、難病患者、高齢者等、妊産婦、けが人等歩行が困難な方や移動の際に配慮が必要な方

申請に必要なもの

交付申請書、利用対象であることを証明する書類（手帳や診断書など）

申請方法

①神奈川県へ郵送及び電子による申請

URL：https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/parking_permit.html

②市の窓口へ申請（事由によって窓口が異なります。詳しくは市ホームページをご確認ください。）

障がいの事由で申請する方

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1 ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1 ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1 ページ）



【市ホームページ】

問合せ先

地域包括ケア推進課 電話 (042)769-9222

8

自動車・自転車

（広告）



株式会社日本義眼研究所

<http://www.gigan.co.jp/>

- ・オーダーメイド義眼 ・障害者総合支援法指定
- ・レディメイド義眼 ・生活保護法指定（義眼代金のみ）
- ・献眼用義眼 ・労働者災害補償保険法指定
- ・エピテーゼ用義眼 ・戦傷病者特別援護法指定
- ・保険給付（健康保険給付～）

- ① 東京本社 予約制
- ② 新潟出張所 予約制
- ③ 前橋出張所 予約制
- ④ 那覇出張所 予約制



【東京本社】〒102-0083 東京都千代田区麹町1-5-4 ライオンズステーションプラザ半蔵門108号室

☎ 03-3261-8171

